

報告 1

令和3年2月15日
総合政策課・財政課作成

令和3年3月秦野市議会第1回定例会提出議案等一覧表

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
1	議案第1号	令和3年度秦野市一般会計予算を定めることについて	財政課	歳入歳出予算額 52,430,000千円 (対前年度伸び率 3.4%)
2	議案第2号	令和3年度秦野市水道事業会計予算を定めることについて	経営総務課	歳入歳出予算額 3,230,000千円 (対前年度伸び率 △10.6%)
3	議案第3号	令和3年度秦野市公共下水道事業会計予算を定めることについて	経営総務課	歳入歳出予算額 5,247,000千円 (対前年度伸び率 △5.0%)
4	議案第4号	令和3年度秦野市国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて	国保年金課	歳入歳出予算額 17,020,000千円 (対前年度伸び率 △1.8%)
5	議案第5号	令和3年度秦野市介護保険事業特別会計予算を定めることについて	高齢介護課	歳入歳出予算額 12,903,000千円 (対前年度伸び率 1.9%)
6	議案第6号	令和3年度秦野市後期高齢者医療事業特別会計予算を定めることについて	国保年金課	歳入歳出予算額 2,546,000千円 (対前年度伸び率 3.3%)

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
7	議案第7号	<p>条例制定</p> <p>秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定することについて</p>	財政課 産業振興課	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により事業資金の融資を受けた中小企業者を支援することを目的として、秦野市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置するため、制定するもの</p> <p>施行日 公布の日</p>
8	議案第8号	<p>条例制定</p> <p>秦野市学校給食の実施に関する条例を制定することについて</p>	学校教育課	<p>学校給食法第4条の規定に基づく学校給食の実施について、必要な事項を定めるため、制定するもの</p> <p>施行日 令和3年12月1日</p>
9	議案第9号	<p>条例制定</p> <p>秦野市空家等の適正管理に関する条例を制定することについて</p>	交通住宅課	<p>空家等の適正な管理に係る所有者等及び本市の責務並びに管理が不全な空家等に対して本市がとる処置を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの確保及び良好な生活環境の保全を図るため、制定するもの</p> <p>施行日 令和3年6月1日</p>
10	議案第10号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて</p>	人事課	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う本市の財政及び地域経済への影響を勘案し、現在行っている市長、副市長及び教育長の給与に係る減額措置を、市長については任期満了まで、副市長及び教育長については令和4年3月31日まで延長するため、改正するもの</p> <p>施行日 令和3年4月1日</p>
11	議案第11号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市国民健康保険療養給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正することについて</p>	国保年金課	<p>国民健康保険法の一部改正により、本市が支出する療養給付費が交付金として神奈川県から交付され、本市はその財源となる納付金を負担することとなったことに伴い、国民健康保険事業における財政の安定を図るため、題名及び基金の目的を改めるとともに、字句の整理を行うため、改正するもの</p> <p>施行日 公布の日</p>
12	議案第12号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市文化会館条例の一部を改正することについて</p>	文化振興課 行政経営課	<p>秦野市文化会館について、指定管理者による管理に移行するに当たり、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるとともに、その移行後に文化会館運営委員会を廃止するため、改正するもの</p> <p>施行日 令和3年4月1日</p>

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
13	議案第13号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正することについて</p>	スポーツ推進課	<p>健康寿命の延伸などスポーツに求められる役割が多様化していること等を踏まえ、秦野市スポーツ推進審議会の委員の構成を改めるとともに、字句の整理を行うため、改正するもの</p> <p>施行日 公布の日</p>
14	議案第14号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて</p>	国保年金課	<p>地方税法及び同法施行令の一部改正により、個人所得課税における基礎控除額の引上げ並びに給与所得控除額及び公的年金等控除額の引下げが行われたことに伴い、国民健康保険税について、次のとおり改正するもの</p> <p>(1) 所得割額の基礎控除額を引き上げること。</p> <p>(2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額対象となる所得上限額を引き上げること。</p> <p>(3) 公的年金等控除額の適用を受けた65歳以上の者の所得に係る課税の特例を継続すること。</p> <p>施行日 令和3年4月1日</p>
15	議案第15号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市介護保険条例の一部を改正することについて</p>	高齢介護課	<p>次の理由により改正するもの</p> <p>(1) 65歳以上の介護保険被保険者に係る令和3年度から令和5年度までの介護保険料について、令和2年度の額に据え置くこと。</p> <p>(2) 介護者への紙おむつ給付事業について、事業費の全額を介護保険料により負担する保健福祉事業に位置付けること。</p> <p>(3) 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、65歳以上の介護保険被保険者について、基準所得金額における第7段階及び第8段階の上限額を引き上げること。</p> <p>(4) 介護保険法施行令の一部改正に伴い、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する者に係る介護保険料の算定方法の特例を定めること。</p> <p>施行日 令和3年4月1日</p>
16	議案第16号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例等の一部を改正することについて</p>	高齢介護課	<p>厚生労働省令で定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、介護サービス事業者が遵守すべき一般原則及び基本方針について、利用者の人権擁護、介護保険等関連情報の活用などの責務を追加するため、改正するもの</p> <p>施行日 令和3年4月1日</p>

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
17	議案第17号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市まちづくり条例の一部を改正することについて</p>	まちづくり計画課 開発指導課	<p>秦野市総合計画基本構想の策定及び新東名高速道路の開通等の本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、土地利用の適正な誘導と民間投資を促し、持続可能なまちづくりを推進するため、次のとおり改正するもの</p> <p>(1) 新たな都市像に合わせ、条例の目的等を改めること。</p> <p>(2) 特定環境創出行為について、環境影響評価法の規定による評価書の公告又は神奈川県環境影響評価条例の規定による予測評価書の公告手続を経たものを対象から除外するとともに、事業者による計画書の周知期間及び見解書の縦覧期間並びに市民等による意見書の提出期間を短縮すること。</p> <p>(3) 一戸建住宅等の小規模環境創出行為を事前協議が必要な環境創出行為から除外すること。</p> <p>(4) 秦野市まちづくり審議会の委員数を変更すること。</p> <p>(5) 字句等の整理をすること。</p> <p>施行日 令和3年4月1日</p>
18	議案第18号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市都市公園条例の一部を改正することについて</p>	公園課 行政経営課	<p>本市の都市公園について、指定管理者による管理に移行するに当たり、指定管理者の候補の選定及び都市公園の管理に係る意見を、秦野市指定管理者選定評価委員会に求める規定を加えると同時に、字句の整理を行うため、改正するもの</p> <p>施行日 公布の日</p>
19	議案第19号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて</p>	下水道施設課	<p>秦野市公共下水道全体計画の見直しに伴い、公共下水道事業における排水区域面積、排水人口及び1日最大汚水量を変更するため、改正するもの</p> <p>施行日 令和3年4月1日</p>
20	議案第20号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市下水道条例の一部を改正することについて</p>	下水道施設課	<p>秦野市公共下水道全体計画の見直しに伴い算定した計画汚水量において、工業系の汚水が一般家庭等の汚水によって十分に希釈されることが見込まれること、及び酒匂川流域下水道連絡協議会において決定された方針を踏まえ、製造業及びガス供給業の施設に適用する上乘せ基準を廃止するため、改正するもの</p> <p>施行日 令和3年4月1日</p>
21	議案第21号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正することについて</p>	営業課	<p>秦野市公共下水道事業計画の変更による整備区域の拡大に伴い、中央処理区における公共下水道事業について、受益者の負担の公平性を考慮して新たな負担金の負担区及び額を設定するため、改正するもの</p> <p>施行日 令和3年4月1日</p>

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
22	議案第22号	条例一部改正 秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて	警防課	消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、その継続的な活動の維持を図ることを目的として、報酬及び費用弁償の額を引き上げるため、改正するもの 施行日 令和3年4月1日
23	議案第23号	専決処分の承認について	財政課	新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保及び医療従事者等のワクチン接種に係る経費について、早急に予算措置する必要があるため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるもの 専決処分日 令和3年1月20日 歳入歳出補正額 65,000千円
24	議案第24号	専決処分の承認について	財政課	新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大の防止に係る経費について、早急に予算措置をする必要があるため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるもの 専決処分日 令和3年2月10日 歳入歳出補正額 13,102千円
25	議案第25号	令和2年度秦野市一般会計補正予算（第13号）を定めることについて	財政課	債務負担行為（ゼロ市債）の設定 124,923千円
26	議案第26号	令和2年度秦野市一般会計補正予算（第14号）を定めることについて	財政課	歳入歳出補正見込額 1,160,193千円
27	議案第27号	令和2年度秦野市水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて	経営総務課	債務負担行為（ゼロ市債）の設定 44,500千円
28	議案第28号	令和2年度秦野市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて	経営総務課	債務負担行為（ゼロ市債）の設定 28,600千円

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
29	議案第29号	令和2年度秦野市公共下水道事業会計補正予算(第3号)を定めることについて	経営総務課	歳入歳出補正見込額 144,564千円
30	議案第30号	令和2年度秦野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて	国保年金課	歳入歳出補正見込額 2千円
31	報告第1号	専決処分の報告について	国保年金課 人事課	秦野市国民健康保険条例及び秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、条例で引用する同法の条項が削除されたことに伴い、引用する法令を改めるため、改正するもの 施行日 令和3年2月13日 専決処分日 令和3年2月10日

各会計別・当初予算一覧

(単位：千円)

区 分	令和3年度	伸 率	令和2年度	伸 率	令和元年度	伸 率	平成30年度	伸 率	平成29年度	伸 率	平成28年度	伸 率	平成27年度	伸 率
一般会計	52,430,000	3.35	50,730,000	0.24	50,610,000	3.12	49,080,000	△ 4.96	51,640,000	3.76	49,770,000	1.82	48,880,000	4.87
水道事業	3,230,000	△ 10.55	3,611,000	△ 3.94	3,759,000	10.82	3,392,000	△ 0.82	3,420,000	8.64	3,148,000	△ 4.00	3,279,000	△ 2.24
公共下水道事業会計	5,247,000	△ 5.03	5,525,000	△ 7.73	5,988,000	2.32	5,852,000	3.45	5,657,000	△ 22.85	7,332,228	皆増	—	—
国民健康保険事業	17,020,000	△ 1.75	17,324,000	△ 4.19	18,082,000	△ 0.90	18,247,000	△ 15.10	21,492,000	0.90	21,300,000	△ 5.99	22,656,000	17.03
下水道事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	皆減	7,410,000	6.11
介護保険事業	12,903,000	1.92	12,660,000	2.25	12,382,000	7.56	11,512,000	0.32	11,475,000	3.39	11,099,000	3.08	10,767,000	0.79
後期高齢者医療事業	2,546,000	3.29	2,465,000	11.24	2,216,000	6.23	2,086,000	3.63	2,013,000	2.65	1,961,000	10.98	1,767,000	6.64
合 計	93,376,000	1.15	92,315,000	△ 0.78	93,037,000	3.18	90,169,000	△ 5.78	95,697,000	1.15	94,610,228	△ 0.16	94,759,000	6.90

一般会計歳入の状況

(単位:千円)

款	令和3年度	令和2年度	比較増減	伸率(%)	構成比(%)	
					令和3年度	令和2年度
1 市 税	21,400,000	22,910,000	△ 1,510,000	△ 6.6	40.8	45.2
2 地 方 譲 与 税	339,440	364,840	△ 25,400	△ 7.0	0.6	0.7
3 利 子 割 交 付 金	10,000	10,000	0	0.0	0.0	0.0
4 配 当 割 交 付 金	111,000	111,000	0	0.0	0.2	0.2
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	141,000	77,000	64,000	83.1	0.3	0.2
6 法 人 事 業 税 交 付 金	77,000	60,000	17,000	28.3	0.2	0.1
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,084,000	3,122,000	△ 38,000	△ 1.2	5.9	6.2
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	77,000	82,000	△ 5,000	△ 6.1	0.2	0.2
9 環 境 性 能 割 交 付 金	113,000	113,129	△ 129	△ 0.1	0.2	0.2
10 地 方 特 例 交 付 金	175,000	165,000	10,000	6.1	0.3	0.3
11 地 方 交 付 税	3,711,000	3,071,000	640,000	20.8	7.1	6.1
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,261	20,520	△ 259	△ 1.3	0.0	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	331,119	329,106	2,013	0.6	0.6	0.6
14 使 用 料 及 び 手 数 料	612,144	668,398	△ 56,254	△ 8.4	1.2	1.3
15 国 庫 支 出 金	10,399,590	8,983,330	1,416,260	15.8	19.8	17.7
16 県 支 出 金	4,108,952	4,265,253	△ 156,301	△ 3.7	7.8	8.4
17 財 産 収 入	266,070	494,093	△ 228,023	△ 46.2	0.5	1.0
18 寄 附 金	403,702	303,903	99,799	32.8	0.8	0.6
19 繰 入 金	1,948,712	910,219	1,038,493	114.1	3.7	1.8
20 繰 越 金	500,000	500,000	0	0.0	1.0	1.0
21 諸 収 入	939,810	952,209	△ 12,399	△ 1.3	1.8	1.9
22 市 債	3,661,200	3,217,000	444,200	13.8	7.0	6.3
歳 入 合 計	52,430,000	50,730,000	1,700,000	3.4	100.0	100.0

一般会計歳出(目的別)の状況

(単位:千円)

款	令和3年度	令和2年度	比較増減	伸率(%)	構成比(%)	
					令和3年度	令和2年度
1 議会費	251,312	268,657	△ 17,345	△ 6.5	0.5	0.5
2 総務費	3,229,390	3,051,107	178,283	5.8	6.2	5.7
3 民生費	23,132,511	22,429,834	702,677	3.1	44.1	45.1
4 衛生費	4,504,097	3,494,279	1,009,818	28.9	8.6	6.4
5 農林費	317,501	306,991	10,510	3.4	0.6	0.5
6 商工費	902,086	992,095	△ 90,009	△ 9.1	1.7	1.8
7 土木費	5,209,587	4,995,177	214,410	4.3	9.9	9.8
8 消防費	549,930	628,231	△ 78,301	△ 12.5	1.0	1.6
9 教育費	2,712,688	2,960,448	△ 247,760	△ 8.4	5.2	6.3
10 公債費	3,462,124	3,349,231	112,893	3.4	6.6	6.4
11 予備費	100,000	100,000	0	0.0	0.2	0.1
職員給与費	8,058,774	8,153,950	△ 95,176	△ 1.2	15.4	15.8
歳出合計	52,430,000	50,730,000	1,700,000	3.4	100.0	100.0

一般会計歳出(性質別)の状況

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和2年度	比較増減	伸率(%)	構成比(%)		
					令和3年度	令和2年度	
消費的経費	人件費	10,062,106	10,079,842	△ 17,736	△ 0.2	19.2	19.9
	物件費	7,984,167	6,627,828	1,356,339	20.5	15.2	13.1
	維持補修費	348,278	421,066	△ 72,788	△ 17.3	0.7	0.8
	扶助費	15,271,019	14,935,863	335,156	2.2	29.1	29.4
	補助費等	4,540,951	4,840,152	△ 299,201	△ 6.2	8.7	9.5
	小計	38,206,521	36,904,751	1,301,770	3.5	72.9	72.7
投資的経費	普通建設事業費	3,961,506	4,159,126	△ 197,620	△ 4.8	7.6	8.2
	公債費	3,462,124	3,349,231	112,893	3.4	6.6	6.6
	積立金	471,128	374,608	96,520	25.8	0.9	0.7
	貸付金	330,000	342,000	△ 12,000	△ 3.5	0.6	0.7
	繰出金	5,898,721	5,500,284	398,437	7.2	11.2	10.9
	予備費	100,000	100,000	0	0.0	0.2	0.2
	合計	52,430,000	50,730,000	1,700,000	3.4	100.0	100.0
	義務的経費(再掲) 人件費・扶助費・公債費	28,795,249	28,364,936	430,313	1.5	54.9	55.9

令和2年度秦野市一般会計補正予算（第11号）総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	
19 繰入金	1,272,742	65,000	1,337,742	財政調整基金繰入金 65,000
計	69,985,781	65,000	70,050,781	

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
				国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他	一般財源
4 衛生費	4,331,362	65,000	4,396,362							65,000
計	69,985,781	65,000	70,050,781	0	0	0	0	0	0	65,000

補正予算の内容
1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳						備考	
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他		一般財源
(歳出) 4 衛生費 04 01 02 030 004	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 【健康づくり課】	65,000							65,000	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る経費（市内医療従事者等への接種、クーポン券等の印刷、集団接種会場の物品購入等）を計上するもの
小計		65,000							65,000	
歳出合計		65,000	0	0	0	0	0	0	65,000	

(単位：千円)

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳						備考	
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他		一般財源
(歳入) 19 繰入金 19 01 01 01 01	財政調整基金繰入金	65,000								
一般財源分歳入合計		65,000								

2 債務負担行為補正（追加）

事項	期間	限度額	備考
新型コロナウイルスワクチン接種予約コールセンター業務委託費	令和2年度 から 令和3年度	87,526千円	新型コロナウイルスワクチンの集団接種に当たり、コールセンターの設置及びワクチン接種の予約手続きについて、令和2年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為を設定するもの

令和2年度秦野市一般会計補正予算（第12号）総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	
15 国庫支出金	27,230,314	13,102	27,243,416	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 13,102
計	70,050,781	13,102	70,063,883	

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
				国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他	一般財源
2 総務費	5,463,755	1,692	5,465,447	1,692						
3 民生費	40,686,168	4,734	40,690,902	4,734						
4 衛生費	4,396,362	770	4,397,132	770						
7 土木費	6,120,831	3,850	6,124,681	3,850						
8 消防費	2,305,316	720	2,306,036	720						
9 教育費	5,162,266	1,336	5,163,602	1,336						
計	70,050,781	13,102	70,063,883	13,102	0	0	0	0	0	0

補正予算の内容

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳						備考	
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他		一般財源
(歳出) 2 総務費 02 01 12 100 002	文化会館維持管理費 【文化振興課】	800	800						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、パーティションや消毒液等を購入するもの
02 01 16 010 001	サンライフ鶴巻維持管理費 【スポーツ推進課】	809	809						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、トレーニングルームにパーティションを設置するもの
02 01 16 030 001	はだの丹沢クライミングパーク維持管理費 【スポーツ推進課】	83	83						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、赤外線サーマルカメラを設置するもの
小計		1,692	1,692							
3 民生費 03 01 01 190 001	社会福祉施設等支援事業費 【地域共生推進課】	2,566	2,566						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、社会福祉施設の従事者等に対し、使い捨て手袋やマスク等を支給するもの
03 01 02 160 001	障害福祉施設等支援事業費 【障害福祉課】	658	658						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域生活支援を行う事業所に対し、使い捨て手袋やマスクを支給するもの
03 01 03 080 001	広畑ふれあいプラザ管理運営費 【高齢介護課】	385	385						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、赤外線サーマルカメラを設置するもの
03 01 03 150 001	高齢介護施設等支援事業費 【高齢介護課】	740	740						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、高齢介護施設に対し、非接触型体温計を支給するもの
03 01 05 010 002	保健福祉センター施設維持管理費 【地域共生推進課】	385	385						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、赤外線サーマルカメラを設置するもの
小計		4,734	4,734							
4 衛生費 04 01 01 050 001	中野健康センター管理運営費 【健康づくり課】	770	770						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、トレーニングルームにパーティションを設置するもの
小計		770	770							
7 土木費 07 04 03 040 001	おおね公園維持管理費 【公園課】	1,155	1,155						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、赤外線サーマルカメラ及びトレーニングルームにパーティションを設置するもの
07 04 03 060 001	総合体育館維持管理費 【公園課】	2,695	2,695						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、赤外線サーマルカメラ及びトレーニングルームにパーティションを設置するもの
小計		3,850	3,850							
8 消防費 08 01 01 010 005	救急活動業務費 【消防管理課】	720	720						0	救急出動時の熱中症対策として、冷却ベスト等を購入するもの
小計		720	720							

(単位：千円)

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳							備考
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他	一般財源	
9 教育費 09 05 02 050 001	桜土手古墳公園・展示館管理運営費 【生涯学習課】	80	80						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口にパーテーションを設置するもの
09 05 03 010 002	公民館維持管理費 【生涯学習課】	1,256	1,256						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口及び講師用のパーテーションを設置するもの
小計		1,336	1,336							
歳出合計		13,102	13,102	0	0	0	0	0	0	

令和2年度秦野市一般会計補正予算（第13号）総括

補正予算の内容

1 債務負担行為補正（追加）

事 項	期 間	限度額	備 考
こども館管理運営費	令和2年度 から 令和3年度	1,763千円	施工時期等の平準化を図るとともに、工事の品質の確保及び事業の早期完了により市民の利便性が高まる事業を実施するため（ゼロ市債事業） ※合計 124,923千円
市道舗装費	令和2年度 から 令和3年度	56,400千円	
市道改良事業費	令和2年度 から 令和3年度	6,100千円	
秦野SA（仮称）関連道路施設整備事業費	令和2年度 から 令和3年度	55,000千円	
都市公園及び緑地管理費	令和2年度 から 令和3年度	3,500千円	
防火水槽整備事業費	令和2年度 から 令和3年度	2,160千円	

他会計

水道事業会計補正予算(第1号)	債務負担行為(ゼロ市債)の設定	44,500千円
公共下水道事業会計補正予算(第2号)	債務負担行為(ゼロ市債)の設定	28,600千円

令和2年度秦野市一般会計補正予算（第14号）総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	
14 使用料及び手数料	668,398	△ 6,058	662,340	市営駐車場使用料 △6,058
15 国庫支出金	27,243,416	812,613	28,056,029	社会資本整備総合交付金（道路維持費 交付率1/2） 123,150、道路メンテナンス事業補助金（補助率5.5/10） 46,750、学校施設環境改善交付金（交付率1/3） △21,360、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 664,073
16 県支出金	4,339,002	77,011	4,416,013	インフルエンザ予防接種事業費補助金 77,011
17 財産収入	505,199	△ 1,071	504,128	市有地貸付収入 △989、建物貸付収入 11、財政調整基金利子収入 △66、職員退職給与準備基金利子収入 10、公共施設整備基金利子収入 24、文化振興基金利子収入 3、株式配当収入 △63、土地売払収入 △1
18 寄附金	303,903	9,475	313,378	一般寄附金 5,099、環境創出行為寄附金 △1、社会福祉費寄附金 1,056、教育費寄附金 300、新型コロナウイルス感染症対策寄附金 1,991、消防費寄附金 1,030
19 繰入金	1,337,742	230,699	1,568,441	財政調整基金繰入金 230,699
20 繰越金	690,619	45,485	736,104	前年度繰越金 45,485
21 諸収入	952,209	739	952,948	上下水道局各種業務負担金 3,931、普通財産の貸付けに関する契約更新料 △39、名水はだの富士見の湯指定管理納付金 △3,153
22 市債	3,587,800	△ 8,700	3,579,100	国庫関連市道舗装事業債 142,800、橋りょう長寿命化・耐震化事業債 53,200、小学校施設改修事業債 △12,000、西中学校体育館等施設整備事業債 △192,700
計	70,063,883	1,160,193	71,224,076	

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
				国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他	一般財源
2 総務費	5,465,447	361,482	5,826,929	8,131			9,475		△ 6,390	350,266
3 民生費	40,690,902	△ 1,175	40,689,727							△ 1,175
4 衛生費	4,397,132	104,732	4,501,864	22,989	77,011					4,732
6 商工費	1,639,521	600,000	2,239,521	600,000						
7 土木費	6,124,681	378,535	6,503,216	175,575		196,000				6,960
8 消防費	2,306,036	27,662	2,333,698	27,278						384
9 教育費	5,163,602	△ 311,043	4,852,559	△ 21,360		△ 204,700				△ 84,983
計	70,063,883	1,160,193	71,224,076	812,613	77,011	△ 8,700	9,475	0	△ 6,390	276,184

補正予算の内容
1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳						備考	
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他		一般財源
(歳出) 2 総務費 001 001	職員給与費 【人事課】	262,956							262,956	令和2年4月1日昇格及び定年延長に伴い、定年退職者の退職手当が増額したとともに、準定年退職者3名及び自己都合退職者5名並びに失業者に係る退職手当対象者1名分の退職手当に係る予算措置によるもの また、令和3年1月12日に設置した感染症対策担当に配属した職員1名分の給与費について減額するもの
02 01 07 010 001	財政調整基金積立金 【財産管理課】	730				9,476		△ 9,341	595	寄附金及び令和元年度末に歳入した寄附金を積み立てるもの
02 01 07 010 002	職員退職給与準備基金積立金 【人事課】	3,941						3,941	0	上下水道局の行(2)職員の退職手当は、企業会計から支出するため、上下水道局で積立を行っていたが、令和2年6月に市長部局と上下水道局で相互に人事異動したことに伴い、差額分について、上下水道局で積み立てていた積立金を一般会計に移行させるもの また、預金利子を積み立てるもの
02 01 07 010 003	公共施設整備基金積立金 【財産管理課】	9,061				△ 1		△ 993	10,055	令和元年度における公共施設の使用料収入に係る増額分等を積み立てるもの
02 01 12 080 001	文化振興基金積立金 【文化振興課】	58						3	55	預金利子及び令和元年度に基金から繰り入れたものの対象事業費の確定に伴い未充当となった繰入金を積み立てるもの
02 01 15 060 001	スポーツ振興基金積立金 【スポーツ振興課】	160							160	預金利子及び令和元年度末に歳入した寄附金を積み立てるもの。
02 01 17 040 001	国庫支出金等返納金 【生活支援課】 ※補正額合計：69,792千円	1,268							1,268	令和元年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金(負担率3/4)について、精算の結果、返納金が生じたため、その経費を計上するもの
		60,908							60,908	令和元年度医療扶助費等国庫負担金(負担率3/4)について、精算の結果、返納金が生じたため、その経費を計上するもの
		6,953							6,953	令和元年度介護扶助費等国庫負担金(負担率3/4)について、精算の結果、返納金が生じたため、その経費を計上するもの
		663							663	令和元年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫補助金(補助率1/2ほか)について、精算の結果、返納金が生じたため、その経費を計上するもの
02 01 17 040 001	国庫支出金等返納金 【障害福祉課】	6,653							6,653	令和元年度障害者自立支援給付費等国庫負担金(負担率1/2)について、精算の結果、返納金が生じたため、その経費を計上するもの
02 03 01 010 001	総合窓口受付経費 【戸籍住民課】	8,131	8,131						0	窓口における接触機会を減らすとともに、滞在時間の短縮を図るため、QRコードを活用した転入・転出等の届出作成支援システムを導入するもの
小計		361,482	8,131			9,475		△ 6,390	350,266	
3 民生費 001 001	職員給与費 【人事課】	△ 1,175							△ 1,175	令和3年1月12日に設置した感染症対策担当に配属した職員1名分の給与費について減額するもの
小計		△ 1,175							△ 1,175	

(単位：千円)

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳						備考	
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他		一般財源
4 衛生費 001 001	職員給与費 【人事課】	4,732							4,732	令和3年1月12日に設置した感染症対策担当に配属した職員3名分の給与費について増額するもの
04 01 01 130 001	秦野赤十字病院緊急医療体制支援事業費 【健康づくり課】	100,000	100,000						0	新型コロナウイルス感染症に係る医療体制を強化するため、病床の確保等を行う秦野赤十字病院に対し、経費の一部を支援するもの
04 01 02 030 002	感染症対策事業費 【健康づくり課】		△ 77,011	77,011					0	財源更正のみ（インフルエンザ予防接種に係る県支出金の交付決定に伴うもの）
小 計		104,732	22,989	77,011					4,732	
6 商工費 06 01 02 210 001	消費者応援・地域消費喚起事業費 【産業振興課】	250,000	250,000						0	新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の経済復興策として、市内での飲食や買い物に対する支援（クーポンの発行 還元率40%）を行うことにより、地域消費の喚起を図るもの
06 01 02 220 001	新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金積立金 【財政課】	350,000	350,000						0	感染症の感染拡大により影響を受けた中小企業者の支援を目的に実施する令和3年度以降の利子補給事業の財源を確保するため、地方創生臨時交付金を積み立てるもの
小 計		600,000	600,000							
7 土木費 07 02 02 010 004	国庫関連市道舗装費 【建設管理課】	266,000	123,150		142,800				50	国の令和2年度補正予算（第3号）における社会資本整備総合交付金（道路維持費 交付率1/2）を活用し、令和3年度に予定していた市道舗装工事を前倒して実施するもの（6路線） なお、財源である社会資本整備総合交付金（道路維持費 交付率1/2）は、本年1月28日に内示済
07 02 02 050 001	国庫関連歩道設置事業費 【道路整備課】	6,860							6,860	市道9号線の歩道設置工事について、支障物件の権利者に対する物件補償費を精査した結果、建物補償等に係る積算が予算要求時の積算を上回ったため、増額補正するもの
07 02 04 020 001	橋りょう長寿命化・耐震化事業費 【建設管理課】	100,000	46,750		53,200				50	国の令和2年度補正予算（第3号）における道路メンテナンス事業補助金（補助率5.5/10）を活用し、令和3年度に予定していた橋りょう修繕工事等を前倒して実施するもの（5か所） なお、財源である道路メンテナンス事業補助金（補助率5.5/10）は、本年1月28日に内示済
07 04 01 070 001	公共交通推進事業費 【交通住宅課】	5,675	5,675						0	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業収益が減少したタクシー事業者及び路線固定型乗合タクシー事業者に対し、経済的な支援をするもの
小 計		378,535	175,575		196,000				6,960	
8 消防費 001 001	職員給与費（退職手当） 【人事課】	384							384	自己都合退職者1名及び失業者に係る退職手当対象者1名分の退職手当に係る予算措置によるもの
08 01 01 040 001	感染防止等対策事業費 【消防管理課】	20,840	20,840						0	救急活動における感染症対策として、救急車（5台）に自動式心マッサージ器を整備するとともに、マスク、感染防止衣を購入するもの
08 01 03 030 001	消防施設維持補修事業費 【消防総務課】	6,438	6,438						0	防火服等からの感染を予防するため、消防庁が示す「救急隊の感染防止対策マニュアル」に沿った洗濯機5台を購入するもの
小 計		27,662	27,278						384	

2 繰越明許費

款	項	事業名	金額	繰越説明
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	総合窓口受付経費	8,131千円	国の令和2年度補正予算（第3号）における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたものの、年度内での事業執行が見込めないため
4 衛生費	1 保健衛生費	秦野赤十字病院緊急医療体制支援事業費	100,000千円	
6 商工費	1 商工費	消費者応援・地域消費喚起事業費	250,000千円	
		桜による誘客促進事業費	2,900千円	桜の開花時期を3月と想定し予算計上しているカルチャーパーク前河川敷の桜のライトアップ及び弘法山公園駐車場の周辺警備について、開花時期が遅れた場合に年度内での完了が見込めないため（弘法山公園ライトアップは中止）
		ヤビツ峠周辺観光振興事業費	4,480千円	ヤビツ峠レストハウスのオープニングセレモニー及び施設のPRイベントについて、感染症が拡大する中では開催ができないことから、効果的なPRが可能となる時期まで実施時期を延長するため
7 土木費	2 道路橋りょう費	国庫関連市道舗装費	266,000千円	国の令和2年度補正予算（第3号）における社会資本整備総合交付金（道路維持費交付率1/2）の内示を受けたものの、年度内での工事完成が見込めないため
		国庫関連歩道設置事業費	83,560千円	市道9号線の用地買収費及び物件補償費について、権利者との交渉に時間を要したことから、年度内での完了が見込めないため
		橋りょう長寿命化・耐震化事業費	184,000千円	南矢名陸橋橋りょう修繕耐震補強工事について、橋脚の鉄筋の位置を調査した結果、落橋防止装置を固定するための削孔位置に変更が生じ、その検討に時間を要したことから、年度内での完成が見込めないため また、国の令和2年度補正予算（第3号）における道路メンテナンス事業補助金（補助率5.5/10）の内示を受けた橋りょう修繕工事等について、年度内での工事完成が見込めないため
4 都市計画費	秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業費	79,890千円	建物移転補償契約者の仮住居先の選定や建物除却に時間を要したことから、年度内での完了が見込めないため	
8 消防費	1 消防費	感染防止等対策事業費	20,840千円	国の令和2年度補正予算（第3号）における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたものの、年度内での事業執行が見込めないため
		消防施設維持補修事業費	6,438千円	

3 債務負担行為補正（変更）

事項	期間	
	補正前	補正後
公共施設事業用地買収費	平成10年度 から 令和3年度	平成10年度 から 令和8年度

4 地方債補正(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
(土木債) 道路橋りょう整備事業費	385,900千円	581,900千円
(教育債) 小学校施設整備事業費	12,000千円	0円
中学校施設整備事業費	805,000千円	612,300千円

他会計

公共下水道事業会計補正予算(第3号)	144,564千円	雨水枝線管きょ整備事業費	94,000千円
		浄水管理センター改築事業費(継続費)	50,000千円
		酒匂川流域下水道整備事業負担金	564千円
		継続費の設定	710,600千円
国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	2千円	一日人間ドック事業費	△ 16,823千円
		特定健康診査事業費	△ 10,000千円
		財政調整基金積立金	26,825千円

令和2年度秦野市公共下水道事業会計補正予算（第3号）総括

1 資本的収入及び支出

(1) 収入

(単位：千円)

目	補正額	説明	
4条 企業債	93,400	公共下水道整備事業債（雨水） 室川第9雨水枝線整備工事（4工区）千村一丁目外	70,500
		公共下水道整備事業債（汚水） 機械棟・水処理設備改築更新工事	22,500
		流域下水道整備事業債	400
4条 国庫補助金	51,000	社会資本整備総合交付金（交付率1/2） 室川第9雨水枝線整備工事（4工区）千村一丁目外	23,500
		社会資本整備総合交付金（交付率5.5/10） 機械棟・水処理設備改築更新工事	27,500
4条 その他 資本的収入	128	酒匂川流域下水道精算金	128

資本的収入 計 144,528 A

〔当初予算 + 補正（第1号）〕 補正（第3号）

(款) 資本的収入	978,459千円 +	144,528千円 =	1,122,987千円
(項) 企業債	816,200千円 +	93,400千円 =	909,600千円
(項) 国庫補助金	100,500千円 +	51,000千円 =	151,500千円
(項) その他資本的収入	9,275千円 +	128千円 =	9,403千円

(款) 資本的支出	3,096,036千円 +	144,564千円 =	3,240,600千円
(項) 建設改良費	993,051千円 +	144,564千円 =	1,137,615千円

【資本的収支】

収入総額	1,122,987千円
支出総額	3,240,600千円
不足額	2,117,613千円

(2) 支出

(単位：千円)

目	補正額	説明	
4条 管きよ 建設費	94,000	雨水枝線管きよ整備事業費 室川第9雨水枝線整備工事（4工区）千村一丁目外	94,000
4条 処理場 建設改良費	50,000	処理場耐震化・更新事業費 機械棟・水処理設備改築更新工事	50,000
4条 流域下水道 建設負担金	564	酒匂川流域下水道整備事業負担金	564

資本的支出 計 144,564 B

【補填財源】

当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整	64,559千円
---------------------------	----------

当年度分損益勘定留保資金	1,420,409千円
--------------	-------------

A-B

不足額36千円を「過年度分損益勘定留保資金」で補填。

過年度分損益勘定留保資金	13,333千円
--------------	----------

減債積立金	619,312千円
-------	-----------

予算規模	5,668,876千円
------	-------------

議案第30号 令和2年度秦野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）総括

1 歳入

単位：千円

款・項・目・節	補正前の額	補正額	計
4 財産収入	1	2	3
1 財産運用収入	1	2	3
1 利子及び配当金	1	2	3
1 利子	1	2	3
歳入合計	17,324,297	2	17,324,299

2 歳出

単位：千円

款・項・目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
5 保健事業費	204,593	△ 26,823	177,770				△ 26,823
1 保健事業費	76,663	△ 16,823	59,840				△ 16,823
1 保健衛生普及費	76,663	△ 16,823	59,840				△ 16,823
2 特定健康診査等事業費	127,930	△ 10,000	117,930				△ 10,000
1 特定健康診査等事業費	127,930	△ 10,000	117,930				△ 10,000
6 基金積立金	1	26,825	26,826			2	26,823
1 基金積立金	1	26,825	26,826			2	26,823
1 財政調整基金積立金	1	26,825	26,826			2	26,823
歳出合計	17,324,297	2	17,324,299			2	0

3 補正理由

当年度執行状況に基づき、保健事業費の歳出予算額を減額するとともに、基金利息分や将来の不測の事態に対応するため、基金積立金を増額する。

令和3年3月秦野市議会第1回定例会 主なスケジュール

【本会議・代表質問】

日時	内容	対応
3月3日(水) 午前9時～	代表質問	【答弁書の提出】 1 期限 2月24日(水) 正午 2 提出方法 データを次のフォルダに保存してください。 (H:¥0110政策部¥011000政策部共有¥000総合政策課¥0102議会 ¥02_代表質問¥R3代表質問¥R3代表質問答弁書(案)会派別 フォルダ)
3月4日(木) 午前9時～	代表質問	【答弁内容の調整】(予定) ① 2月26日(金) 午後1時30分～ 3 A会議室 自民党・新政クラブ、創和会の読合せ ② 2月27日(土) 午前9時～ 3 A会議室 前日の修正確認及び公明党、市民クラブ、共産党の読合せ ③ 3月1日(月) 午前9時30分～ 3 A会議室 前日の修正確認及び最終確認 ※ 答弁に係る課等の長は、出席してください。

【本会議・議案審議】

日時	内容	対応
3月5日(金) 午前9時～	議案審議	【対策会議】 1 日時・場所 3月2日(火) 午後1時30分～ 3 A会議室 2 質問内容等の聞取り結果の報告 様式に記入し、3月1日(月)午後5時までに総合政策課へ メールしてください。 【答弁書の提出】 1 期限 3月3日(水) 午後5時 2 提出方法 総合政策課へデータをメールしてください。

【常任委員会】

日時	内容
3月8日(月) 午前9時～	予算決算常任委員会・令和3年度予算（総務分科会）
3月9日(火) 午前9時～	予算決算常任委員会・令和3年度予算（文教福祉分科会）
3月10日(水) 午前9時～	予算決算常任委員会・令和3年度予算（環境都市分科会）
3月11日(木) 午前9時30分～	総務常任委員会 予算決算常任委員会・補正予算（総務分科会）
3月15日(月) 午前9時30分～	文教福祉常任委員会 予算決算常任委員会・補正予算（文教福祉分科会）
3月16日(火) 午前9時30分～	環境都市常任委員会 予算決算常任委員会・補正予算（環境都市分科会）

【本会議・一般質問】

日時	内容	対応
3月18日(木) 午前9時～	一般質問	【対策会議】 1 日時・場所 3月12日(金) 午後1時30分～ 3A会議室 2 質問内容等の聞き取り結果の報告 様式に記入し、3月11日(木)午後5時までに総合政策課へメールしてください。
3月19日(金) 午前9時～		【答弁書の提出】 1 期限 (1) 3月18日(木)開催分 3月16日(火) 午前9時～10時 ※女子厚生室 (2) 3月19日(金)開催分 3月17日(水) 午前9時～10時 ※男子厚生室 2 提出方法 紙原稿により 12部 を提出するほか、総合政策課へデータをメールしてください。

部長会議付議事案書（報告）

(令和3年2月15日)

提案課名 文書法制課

報告者名 香坂 修

事案名	行政文書の適正管理に係る基本方針案について	資料 <input checked="" type="checkbox"/>
提案趣旨	<p>行政文書の管理に当たっては、「秦野市文書等の取扱いに関する規程」に基づき、適切に行うこととなっておりますが、取扱いのルールが徹底しきれていない状況が見受けられます。</p> <p>また、永年保存文書の蓄積や新たな事務の発生などに伴う保存文書量の増加、文書庫のスペース不足や老朽化、文書庫以外に確保している倉庫における非効率な利用などの課題があります。</p> <p>こうした課題に適切に対応し、行政文書を適切に保存するため「行政文書の適正管理に係る基本方針案」（資料1）を作成しましたので、報告するものです。</p>	
概要	<p>取組方針</p> <p>(1) 文書取扱いルールの徹底</p> <p>(2) 保存文書量の将来推計を踏まえた取組の推進（資料2参照）</p> <p>ア 保存文書の発生・増加の抑制</p> <p>イ 最適な文書保存スペースの確保と使用</p> <p>(3) マイクロフィルム化から電子データ化への移行（資料3参照）</p> <p>(4) 本庁舎以外の文書庫の取扱い</p>	
経過	<p>平成30年 2月 行政文書の適正な管理・保管に向けた庁内説明会</p> <p>11月 行政文書の適正な管理及び収受文書の取扱いルールに係る文書等取扱主任説明会</p> <p>令和 元年 6月 文書の管理状況に係る点検（～令和2年1月）</p> <p>令和 2年 7月 文書の管理状況に係る点検（～9月）</p> <p>二市組合旧事務所棟倉庫の整理の開始（財産管理課及び使用課と共同実施）</p> <p>10月 歴史的資料の在り方に係る生涯学習課との打合せ</p> <p>12月 基本方針案に係る財産管理課との打合せ</p> <p>基本方針案に係る各課意見の照会</p>	

今後の進め方	令和2年度	「行政文書の適正管理に係る基本方針」の策定 保存スペースの拡充・最適化の推進（継続実施）
	令和3年度	保存年限の在り方の検討 マイクロフィルム化から電子データ化への移行 文書管理システム（電子決裁）の導入準備（運用基準、マニュアル等の整備）
	令和4年度	保存年限の改正・運用開始（改正の際には、政策会議付議） 文書管理システム（電子決裁）の運用開始
	令和5年度	文書管理システム（電子決裁）の適正運用の推進

行政文書の適正管理に係る基本方針案

令和 3 年 2 月 1 5 日

文書法制課

行政文書の増加に対応するとともに、それに伴い不足する保存スペースを確保するため、現状や課題を踏まえ、目的を明確にして行政文書の適正管理に係る取組を推進するため、基本方針を定めるものです。

1 現状と課題

行政文書の保管又は保存（以下「保存」という。）については、「秦野市文書等の取扱いに関する規程」に基づき適切に行うこととなっていますが、次に掲げる課題があります。

(1) 文書取扱いルールの不徹底

文書の管理状況に係る点検を開始する前（平成 3 0 年度以前）に課題であった事項は改善されつつありますが、キャビネットの整理・保管、未処理文書に係る懸案フォルダの活用などのルールが徹底しきれていない状況にあります。

(2) 保存文書の増加

保存文書は、廃棄されることのない永年保存文書の蓄積、マイナンバー制度や各種給付金などの新たな事務の発生、制度改正に伴う保存年限の延長などにより増加しており、いずれは本市の保存スペースが限界に達するおそれがあります。

(3) 保存場所における課題**ア 文書庫**

本庁舎の文書庫は、次の 2 か所ですが、それぞれ次のような課題があります。

(ア) 第 1 文書庫（本庁舎地下）

a 毎年、保存年限の経過により廃棄した分とほぼ同量の文書が新たに引き継がれるため、スペースに余裕が少なく、棚に収容しきれていない文書があります。

b 温度変化が少ない場所ですが、浸水しやすい地下にあります。

(イ) 第 2 文書庫（本庁舎北側倉庫・コンテナ）

a 倉庫及びコンテナ（3 基）は、それぞれ昭和 4 0 年 1 0 月、平成

9年6月に設置されたものですが、いずれも耐用年数を超過しています。

- b 床材などに経年劣化が見られます。また、完全に密閉されていない状態で、大雨の際には雨水の吹込みがあり、床面が湿ることがあります。

なお、文書庫の設置時期や雨水の吹込み等については財産管理課も認識していますが、今後の修繕、建替え等については未定です。

イ 二市組合旧事務所棟倉庫

行政文書や物品の保存スペース不足を解消するため、秦野市伊勢原市環境衛生組合との使用貸借協定（主管課：財産管理課）により、平成25年5月から、二市組合旧事務所棟の3階の一部を使用しています。

約2,600箱（1箱当たり12冊計算）が保存可能となっていますが、正しい綴り方により保存されていないこと、保存年限を経過した行政文書が置かれていること、行政文書以外の資料や物品が置かれていることなどにより、そのスペースを十分に活用しきれていないといった課題があります。

ウ 西庁舎4階倉庫

建築指導課及び教育総務課が各1部屋ずつ使用しています。

建築指導課使用の倉庫は、書棚の設置により有効に活用されていますが、教育総務課使用の倉庫は、永年保存文書や関係資料、使用していないキャビネット等が、移動先の調整ができず、残されています。

エ 事務室

各課事務室の面積又はキャビネットの数が十分でないため、キャビネットに保存しきれない文書が、やむを得ず机上や棚上で保存されています。

2 取組の目的

(1) 説明責任の遂行

市民共有の知的資源である行政文書を適切に保存し、市民への説明責任を果たします。

(2) 行政事務の効率化

文書情報を効率的に利用できるよう文書を系統的に整理・保存するとともに、保存文書の発生及び増加を抑制し、行政事務の効率化を図ります。

3 取組方針

課題と取組の目的を踏まえ、次の方針により取り組んでいきます。

(1) 文書取扱いルール of 徹底

既に取組を進めている文書の管理状況に係る点検（自己点検及び実地点検）、新採用職員及び文書等取扱主任を対象とした研修会などを継続的に実施し、文書取扱いルールの徹底を図ります。

(2) 保存文書量の将来推計を踏まえた取組の推進

概ね20年後（令和22年）の保存文書量を推計し、その推計を踏まえた次の取組を推進します。

ア 保存文書の発生・増加の抑制

(ア) 電子化の推進

令和5年1月から統合内部事務システムに追加予定である文書管理システム（電子決裁機能を含む。）により、起案文書の電子化を推進することで、保存文書の発生と増加を抑制します。

(イ) 保存年限の在り方の見直し

国、県及び県内11市が最長の保存年限を30年又は25年としていることから、最適な保存年限の在り方について見直しを進めるとともに、歴史的資料の在り方の検討を進めます。

イ 最適な文書保存スペースの確保と使用

行政文書を文書庫等で適正に保存するため、文書庫等ごとに、次の取組を進めていきます。

(ア) 第1文書庫

本庁舎内にあることから、利用頻度が高い文書を優先的に保存します。また、地下という設置場所から浸水被害の可能性を考慮し、永年保存文書を中心に、より重要度が高いものについて、他の文書庫等への移動を検討します。

(イ) 第2文書庫

耐用年数を超過していることから、使用停止について、財産管理課、市民税課及び債権回収課と検討します。

(ウ) 二市組合旧事務所棟倉庫

建物としては、最低でも今後10年間は耐用できることから、継続して使用することとし、使用している関係課と協力して不要な資料、物品等を整理するとともに、財産管理課の協力を得て、文書庫として

の機能の拡充を図ります。

(エ) 西庁舎 4 階倉庫

建築指導課使用の倉庫については、適正な保存状態の維持に努めます。

教育総務課使用の倉庫については、保存している行政文書の教育庁舎への移動及び他の行政文書の保存スペースとしての活用について、財産管理課とともに検討します。

(3) **マイクロフィルム化から電子データ化への移行**

マイクロフィルム化の持続可能性、電子データ化のメリット、他自治体の状況等を総合的に勘案し、マイクロフィルム化を休止し、電子データ化を進めるものとします。

(4) **本庁舎以外の文書庫の取扱い**

現在、庁舎外では、上下水道局文書庫、消防本部文書庫、環境資源対策課文書庫及び保健福祉センター文書庫の 4 か所を管理しています。

庁舎外 4 か所の文書庫は、それぞれの管理責任者である経営総務課長、消防総務課長、環境資源対策課長及び地域共生推進課長が中心となり、文書庫及び行政文書の適正管理に取り組んでいます。

本基本方針では、個別の庁舎で管理されている保存スペースについては、管理している各課において、引き続き適正に管理されるべきとの考えのもと、保存文書量の将来推計からは除外しています。

ただし、文書取扱いルールは、全ての課において共通して徹底されるよう、文書法制課が中心となり、取り組んでいきます。

4 今後の取組スケジュール

年度	内容
R02	<ul style="list-style-type: none">・ 行政文書の適正管理に係る基本方針の策定・ 保存スペースの拡充・最適化の推進
R03	<ul style="list-style-type: none">・ 保存年限の在り方の検討・ マイクロフィルム化から電子データ化への移行・ 文書管理システム（電子決裁）の導入準備（運用基準、マニュアル等の整備）
R04	<ul style="list-style-type: none">・ 保存年限の改正・運用開始・ 文書管理システム（電子決裁）の運用開始
R05	<ul style="list-style-type: none">・ 文書管理システム（電子決裁）の適正運用の推進

保存文書量等の将来推計

令和3年2月 日

文書法制課

1 将来推計の概要

保存文書量は、特別な対策を施さない場合、令和7年度には、文書庫等のスペースに不足が生じ、20年後の令和22年度には、約710箱分の不足が見込まれます。（P2上段の表参照）

このため、文書管理システムの導入に伴う電子決裁化により保存文書の発生を抑制すること（約590箱の削減）や、既存の文書庫等の有効活用により新たなスペースを確保すること（約220箱分）に取り組みます。

こうした対策を実施することで、令和22年度における文書庫等の余裕スペースとして、約100箱分を確保できる見込みです。（P5の表参照）

2 保存文書量の将来推計（保存文書の削減策を実施しない場合）

(1) 市全体（各課事務室での保存文書量を含み、庁舎外の文書を除く。）

（単位：箱）

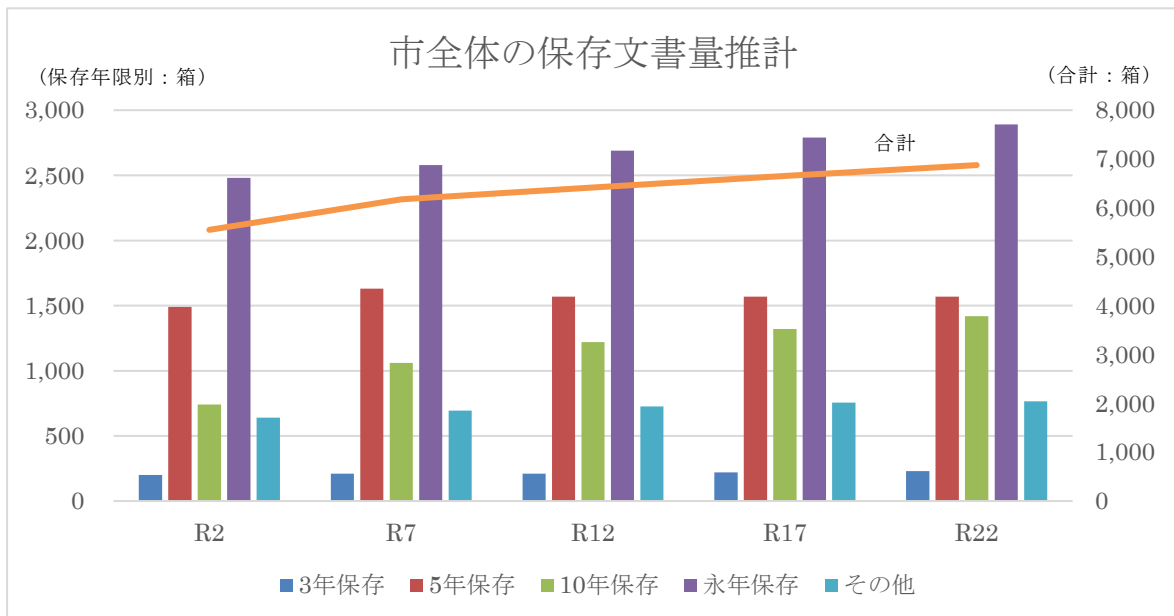
	R2	R7	R12	R17	R22	増減 (R2→R22)
3年保存	200	210	210	220	230	30
5年保存	1,490	1,630	1,570	1,570	1,570	80
10年保存	740	1,060	1,220	1,320	1,420	680
永年保存	2,480	2,580	2,690	2,790	2,890	410
その他	641	695	726	756	766	125
市全体合計	5,551	6,175	6,416	6,656	6,876	1,325
R2比増減	—	624	865	1,105	1,325	—

(2) 文書庫等の保存文書量と容量

(単位：箱)

	R2	R7	R12	R17	R22	増減 (R2→R22)
保存文書量	4,781	5,405	5,646	5,886	6,106	1,325
文書庫等容量	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	0
余裕容量	619	▲5	▲246	▲486	▲706	▲1,325

※ 文書庫等とは、第1文書庫、第2文書庫、(本庁舎北側倉庫・コンテナ)、西庁舎4F倉庫、二市組合旧事務所棟倉庫をいう。



<参考：新規事業・制度改正による保存文書量の増加（再掲）>

(単位：箱)

	R2	R7	R12	R17	R22
特別定額給付金 (5年保存)	—	60	0	0	0
マイナンバー (10年保存)	—	170	200	200	200
建築確認 (15年保存)	—	50	80	110	120
長期優良住宅 (永年保存)	—	30	60	90	110
合計	—	310	340	400	430

※ 令和2年時点で文書庫等に保管しているものを除いた文書量

3 文書庫及び倉庫の容量

書庫等の名称		面積 (㎡)	容量 (箱)		
			現状	R3 年度以降	増減
第 1 文書庫 (本庁舎地下)		142.40	2,200	2,200	
第 2 文書庫 (本庁舎北側)		38.88	50	0	▲50
コンテナ (3 基分)		43.92	300	0	▲300
西庁舎 4 階倉庫 (建築指導課)		26.36	300	300	
西庁舎 4 階倉庫 (教育総務課)		21.46	0	170	170
二市組合	第 1 倉庫	11.39	50	50	
	第 2 倉庫 (会議室)	107.23	500	900	400
	第 3 倉庫 (分析室)	56.69	1,000	1,000	
	第 4 倉庫 (食堂)	71.80	700	700	
	その他倉庫① (更衣室)	25.89	200	200	
	その他倉庫② (休憩室)	18.49	100	100	
合 計		564.51	5,400	5,620	220

【二市組合倉庫について】

令和 2 年に二市組合に今後の使用の可否を確認したところ、10 年程度は問題なく使用できるとのことであったため (昭和 60 年 (1985 年) 2 月 15 日固定台帳登録)、財産管理課と連携し、物品の保管場所の変更を推進し、文書保存スペースの確保に努めます。

4 保存文書の削減策による削減見込み

(1) 文書管理システムの導入による保存文書の発生の抑制

ア 一般起案文書の削減量

先行導入市の削減実績 (平成 22 年度から令和元年度までの各年度に引き継いだ文書量における、導入前の平成 20 年度に発生した文書量との比較値の平均で、マイナス 5 パーセント) を参考値としたうえで、努力目標を加え、保存文書量推計値の約 10 パーセントの削減を見込みます。

イ 財務伝票関係の削減量

令和 2 年度に第 1 文書庫に引き継いだ支出命令 (10 年保存) の文書量が約 40 箱であることから、保存が必要な請求書等を除く、起案用紙分の削減効果として半数の 20 箱を見込みます。

また、各課で起票する支出負担行為伺 (5 年保存) の文書量も、概ね

同数とみなし、20箱の削減効果を見込みます。

(2) 保存年限の在り方の見直しによる永年保存文書の増加の抑制

国及び神奈川県や、県内19市のうち11市では永年保存を廃止し、保存期間の最長を30年（一部25年）とし、歴史的資料を除き廃棄しています。

永年保存の見直しに当たっては、歴史的資料の位置付け(基準)を整理する必要があるため、本市においても、他市等の基準を参考に生涯学習課の協力のもと、保存年限及び歴史的資料の在り方の検討を進めます。

なお、他市等の事例から見ても、この取扱いにより文書量が明確に削減されるものとは言えないことから、推計値には反映しないこととします。

5 削減効果を踏まえた保存文書量の推計

(1) 市全体（各課事務室での保存文書量を含み、庁舎外の文書を除く。）

(単位：箱)

	R2	R7	R12	R17	R22	増減 (R2→R22)
3年保存	200 (200)	192 (210)	189 (210)	198 (220)	207 (230)	7 (30)
5年保存	1,490 (1,490)	1,522 (1,630)	1,333 (1,570)	1,333 (1,570)	1,333 (1,570)	▲157 (80)
10年保存	740 (740)	1,005 (1,060)	1,021 (1,220)	1,028 (1,320)	1,118 (1,420)	378 (680)
永年保存	2,480 (2,480)	2,578 (2,580)	2,683 (2,690)	2,778 (2,790)	2,873 (2,890)	393 (410)
その他	641 (641)	631 (695)	662 (726)	692 (756)	702 (766)	61 (125)
市全体合計	5,551 (5,551)	5,928 (6,175)	5,888 (6,416)	6,029 (6,656)	6,233 (6,876)	682 (1,325)
R2比増減	—	377 (624)	337 (865)	478 (1,105)	682 (1,325)	—
削減数	—	▲247	▲528	▲627	▲643	—
削減率	—	▲4.0%	▲8.2%	▲9.4%	▲9.4%	—

※ 上段は削減後の保存文書量、()内は削減がなかった場合の保存文書量

(2) 文書庫等での保存文書量

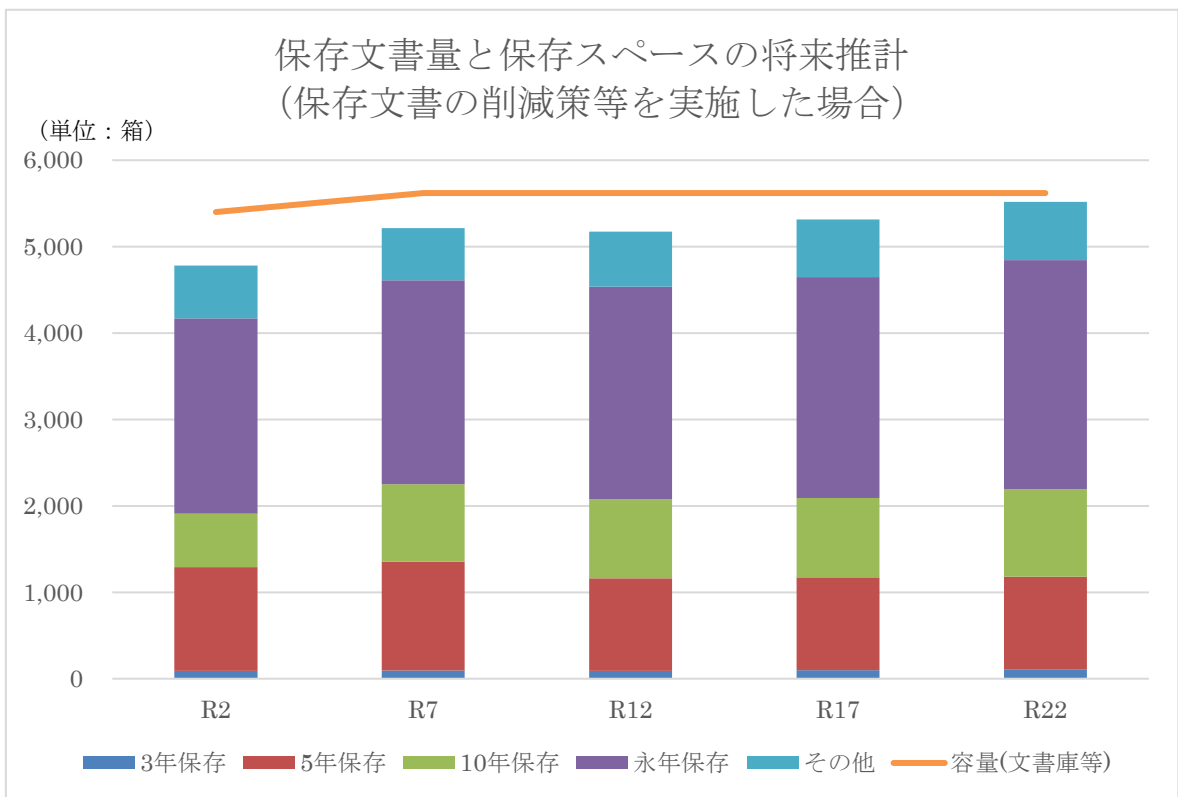
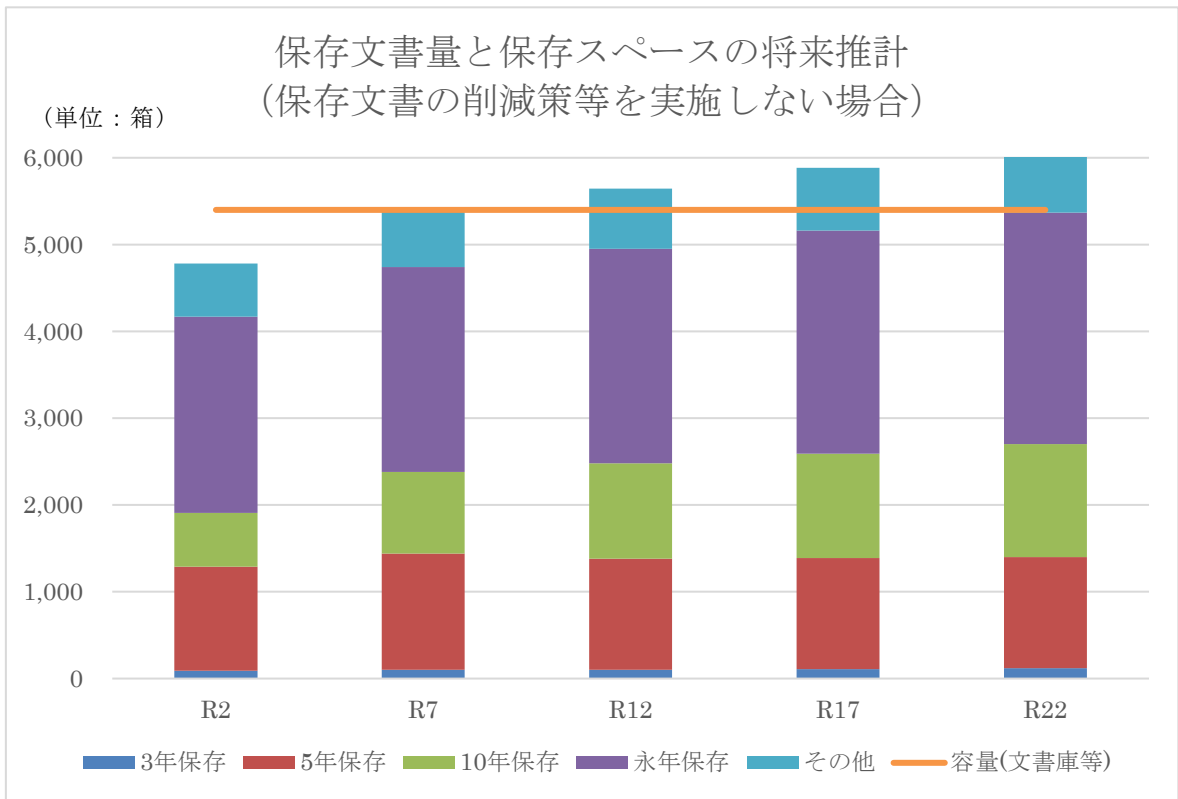
(単位：箱)

	R2	R7	R12	R17	R22	増減 (R2→R22)	取組効果
保存文書量	4,781 (4,781)	5,213 (5,405)	5,173 (5,646)	5,314 (5,886)	5,518 (6,106)	737 (1,325)	▲588
文書庫等容量	5,400 (5,400)	5,620 (5,400)	5,620 (5,400)	5,620 (5,400)	5,620 (5,400)	220 (0)	220
余裕容量	619 (616)	407 (▲5)	447 (▲246)	306 (▲486)	102 (▲706)	▲517 (▲1,325)	808

※ 上段は削減等の取組後の数量、()内は削減等がなかった場合の数量

6 将来推計のまとめ

- (1) 保存文書の増加量は、保存文書の削減策を実施しない場合、通常の見込みに加え、マイナンバー申請書類及び特別定額給付金書類の発生並びに建築関連書類の長期保存義務化に伴い、20年後（令和22年）において、1,325（約66箱／年）の増加となります。
- (2) 削減効果により、20年後の増加数は、対策を施さない場合より市全体で643箱削減され、682箱（約34箱／年）の増加となります。このうち、文書庫等の保存文書量への効果は、588箱です。
- (3) 保存スペースについては、既存の文書庫等の有効活用により、220箱分のスペースを生み出します。
- (4) これらの取組により、20年後においても、約100箱分の余裕スペースを確保することができます。（推計グラフは次頁参照）



行政文書のマイクロフィルム化から電子データ化への移行について

令和3年2月 日

文書法制課

1 検討結果の概要

次の3点を踏まえ、今後は、マイクロフィルム化を休止し、電子データ化を進めることとします。

- (1) マイクロフィルムは、利用しづらく持続可能性に懸念があること。
- (2) 情報通信技術の進歩により、デジタル化の流れは一層加速化されること。
- (3) 他自治体等では、マイクロフィルム化を取りやめていること。

2 現 状

(1) 本 市

直近3年間のマイクロフィルム化の実績は次の表のとおりですが、平均で、文書法制課に引き継がれた永年保存文書の約5.2パーセントの実施にとどまっています。

	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	平 均
マイクロ化冊数	6冊	6冊	7冊	6.3冊
費 用 (データ化含む)	358,541円	353,689円	402,416円	371,549円
コマ数 (データ化含む)	5,496コマ	5,392コマ	6,112コマ	5,667コマ
引継冊数 (永年保存)	147冊	101冊	117冊	122冊
マイクロ化率	4.1%	5.9%	6.0%	5.2%

(2) 他自治体

県央8市のうち、現在もマイクロフィルム化しているのは、本市、大和市及び海老名市の3市となっています。

マイクロフィルム化した場合の原本文書の取扱いは、大和市は廃棄し、海老名市は、歴史的公文書に該当しない場合に廃棄しています。

相模原市は、電子データ化のみを行っており、原本文書は、廃棄していません。

(3) 国立国会図書館

ホームページにおいて、「従来はマイクロフィルムやマイクロフィッシュでの撮影が中心でしたが、平成21年度以降の媒体変換は、原則としてデジタル化により実施します。」と掲載されています。

(4) 国立公文書館

歴史公文書等保存方法検討報告書（平成22年3月）では、「国内及び諸外国における事例を調査した結果、（中略）代替物作成後も、原資料はいずれの公文書館や図書館においても破棄せず保持し続けている」と報告されています。

3 マイクロフィルム化のメリットとデメリット

(1) メリット

ア 適切に保管及びメンテナンスを行えば、100年以上の長期保存が可能なこと。

イ 原本を廃棄できれば、保存スペースの削減につながること。

ウ 原本と同様の効力（民事訴訟における証拠能力）が認められていること。

(2) デメリット

ア 費用が高額なこと。

イ 別途調達が必要な専用機器（リーダー・プリンタ）でのみ参照や印刷が可能であり、参照したい箇所を特定するのに時間を要し、利用しづらいこと。

ウ 専用機器及び維持補修部品の継続的な提供が不透明なこと。

4 電子データ化のメリットとデメリット

(1) メリット

ア 費用がマイクロフィルムよりも安価なこと。

イ パソコンで読取り及び印刷が可能であり、利用しやすいこと。

(2) デメリット

ア 電子媒体の耐用年数が20年程度と短いこと。

イ 原本と同様の効力（訴訟における証拠能力）が認められていないこと。

（原本の廃棄ができない、又はしづらい）

5 メリット・デメリットの比較検討

(1) 費用 ⇒電子データ化

電子データ化の方が安価である。

(2) 長期保存性 ⇒マイクロフィルム（電子媒体は代替措置あり）

媒体としては、マイクロフィルムの方が優位だが、電子媒体（CD-ROM、DVD）も定期的な複製処理により長期化が可能である。

(3) 保存スペース ⇒電子データ化

マイクロフィルム正副2巻は、保存表紙1冊分の3分の1程度であり、円盤1枚の電子媒体の方が省スペースである。

(4) 原本性（証拠能力） ⇒マイクロフィルム（絶対的ではない）

マイクロフィルムは、民事訴訟では、証拠能力が認められているが、刑事訴訟では、正写したことの証明があれば証拠能力が認められている。

(5) 利便性 ⇒電子データ化

マイクロフィルム内に目次を付与することはできないが、電子データ化では、目次を付与することができ、利便性が高い。

(6) 持続可能性 ⇒電子データ化

マイクロフィルムは、専用機器の継続性に懸念がある。

6 検討結果

上記の現状及び比較検討を踏まえ、今後は、次のとおり取り扱うこととします。

(1) マイクロフィルム化は、利用しづらく持続可能性に懸念があること、情報通信技術の進歩により、デジタル化の流れは一層加速化されること、他自治体等では、マイクロフィルム化を取りやめていることを踏まえ、マイクロフィルム化を休止し、電子データ化を進めることとします。

(2) 電子データ化の対象文書の選択に当たっては、より利用頻度の高い文書を優先することとします。

(3) 見直しに当たっては、マイクロフィルムが優位な長期保存性及び原本性

を担保するため、次の対策をとることとします。

ア 長期保存性

媒体としての寿命がより長期な DVD を利用することとし、消失対策として、正本及び副本を作成するとともに、定期的に複製処理（作成後、概ね 10 年後）を行います。なお、参照や印刷等は、副本を利用します。

イ 原本性

電子データ化した紙媒体の原本は、廃棄せず、保存することとしますが、保存文書の在り方の見直しの中で、歴史的資料に該当しないものは廃棄を進めます。

部長会議付議事案書（報告）

（令和3年2月15日）

提案課名 農業振興課 開発指導課

報告者名 北村正臣 澁谷 治

<p>事案名</p>	<p>農業及び観光振興に有効な建築物（農家レストラン）の設置について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>現在策定中の「新総合計画」及び「都市農業振興計画」の主な施策の取組みとして掲げる農家レストランの設置促進、また、「表丹沢魅力づくり構想」における取組事例の「地場産農産物等を活用した農家レストランの検討」及び「市街化調整区域における観光資源に有効な建築などを認めていくルールの検討」を具現化し、より一層の農業及び観光の振興を図るため、「秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱」（以下「要綱」）及び「都市計画法第34条第2号の運用基準」（以下「運用基準」）を制定しますので、報告するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>1 策定の背景</p> <p>(1) 生産緑地法及び農業振興地域の整備に関する法律の改正により、生産緑地（市街化区域）及び農振農用地内（市街化調整区域）での農家レストランの設置が可能となりました。</p> <p>(2) 市街化調整区域における建築可能な建築物については、都市計画法第34条各号により定められており、農家レストランは、地産地消の推進や観光周遊性の向上が期待できることから、観光資源に有効な利用上必要な建築物に係る「都市計画法第34条第2号」に含めることで建築が可能となります。</p> <p>(3) 他法令に対応するため、本市における農家レストランの定義及び認定に関する手続きを要綱で定めるものです。</p> <p>2 期待される効果</p> <p>(1) 市が認定した農家レストランが設置されることで、秦野産農産物の積極的なPRや地産地消の推進及び農業者と市民との交流促進をはじめ、本市への誘客の増加及び既存の観光施設との連携による周遊性の向上が期待されることから、農業及び観光両面の振興を図ることが可能となります。</p> <p>(2) 新規就農者等が農家レストランの経営が可能となることで、農業経営の補完的な側面も期待されます。</p>	
<p>概要</p>	<p>3 秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱 資料1のとおり</p> <p>4 観光資源の有効な利用上必要な建築物等に係る「都市計画法第34条第2号」の運用基準 資料2のとおり</p>	

経過	平成29年6月 生産緑地法の改正 令和2年3月 農業振興地域の整備に関する法律施行規則の改正
今後の進め方	令和3年4月1日 要綱及び運用基準の施行

秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱（案）

（令和 3 年 月 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、秦野産農産物の積極的な P R 及び農業者と市民との交流促進を図るとともに、「秦野市都市農業振興計画」に掲げる市民と流通業者とが一体となった産地ブランドの構築による「秦野版地産地消」を推進するため、農業者による農家レストランの設置を認定することについて必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「農家レストラン」とは、農業者が不特定多数の者に対して、自らが生産し、又は本市において生産された農畜産物を主たる材料として調理し、提供する施設をいう。

（設置の認定）

第 3 条 農家レストランの設置の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、あらかじめ、その農家レストランを設置しようとする土地の所有者から土地所有者等使用同意書（第 1 号様式）により、隣接土地所有者及び農家レストランの運営の妨げとなる権利を有する者から隣接土地所有者等使用同意書（第 2 号様式）により設置の同意を得るものとする。ただし、自らが所有する土地に設置しようとするときは、土地所有者等使用同意書による同意は要しない。

2 認定を受けようとする者は、農家レストラン設置認定申請書（第 3 号様式）に農家レストラン事業計画書（第 4 号様式）及び関係書類を添えて提出するものとする。

3 前項の規定による提出があったときは、別表に掲げる要件に基づいてその内容を審査し、農家レストラン認定（不認定）通知書（第 5 号様式）により認定の可否を通知する。

4 前項の認定をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

5 第 3 項の規定にかかわらず、秦野市暴力団排除条例（平成 2 4 年秦野市条例第 3 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者による申請は、認定しない。

（事業計画の変更）

第 4 条 第 3 条第 3 項の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）

は、その認定を受けた農家レストランの事業計画の変更をしようとするときは、農家レストラン事業計画変更申請書（第6号様式）に変更後の計画を記載した農家レストラン事業計画書及び関係書類を添えて提出するものとする。この場合において、その手続は、第3条（第2項を除く。）の規定を準用する。

- 2 前項後段の場合において、事業計画の変更に係る認定の可否は、農家レストラン事業計画変更認定（不認定）通知書（第7号様式）により通知する。
（事業の実施）

第5条 認定者は、その認定に係る事業の全部又は一部を自ら実施することとし、第三者に事業の全てを委託し、又は委任しないものとする。
（施設の維持管理）

第6条 認定者は、農家レストランについて適正に維持管理するとともに、排水、給水、換気等衛生上必要な処置をとるものとする。

- 2 認定者は、その認定を受けた農家レストランに係る苦情又は紛争について、誠意をもって解決に当たるものとする。
（実績報告）

第7条 認定者は、その認定を受けた農家レストランの毎年1月1日から12月31日までの実績について、翌年の3月31日までに農家レストラン実績報告書（第8号様式）により報告するものとする。
（運営状況の確認）

第8条 農家レストランの運営状況について確認が必要と認めるときは、認定者に対して、その農家レストランの帳簿その他の書類の提出を求める。
（認定の取消し等）

第9条 認定者が第3条第4項の規定により付した条件又は第4条から第7条までの規定のいずれかに違反して運営を継続したときは、その認定を取り消す。ただし、災害、天候不順等認定者の責めに帰さない理由による場合を除く。

- 2 認定者は、農家レストランを廃業したときは、速やかに農家レストラン廃業届（第9号様式）を提出するものとする。
- 3 認定者は、農地においてその認定を受けた農家レストランが第1項の規定により認定を取り消され、又は農家レストランを廃業したときは、関係法令に基づいてその農地を適正に利用するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

項 目	要 件
1 申請者	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 農業者（市内に在住する農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2の規定により作成された「農地台帳」に記載されている個人であって、農地を所有しているもの又は農地を借りているもの及びそれらの世帯員に限る。）</p> <p>(2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第20条の規定により利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を受けた者</p> <p>(4) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第60条の規定による認可を受けた農業協同組合</p>
2 申請地	<p>(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内における同法第3条に規定する農用地等である場合は、認定を受けようとする農家レストランが農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第1条第3号に掲げる施設に該当し、農業用施設と認められる見込みがあること。この場合において、建物は、縁辺部に設置するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 農地法第2条に規定する農地である場合は、転用の見込みがあること（その農地が生産緑地である場合を除く。）。</p>

	<p>(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化調整区域である場合は、観光資源の有効な利用上必要な建築物等に係る「都市計画法第34条第2号」の運用基準（令和3年〇月〇日施行）に適合していること。</p>
3 営業内容	<p>提供する食材の総量の5割以上が自ら生産した、若しくは市内において生産された農畜産物であること又は仕入れに要する金額の総額の5割以上が自ら生産した、若しくは市内において生産された農畜産物に充てられていること。</p>
4 施設	<p>次に掲げる項目の全てに該当すること。</p> <p>(1) 農家レストランの敷地面積が原則1,000平方メートル未満であること（既存の建物を用途変更する場合を除く。）。</p> <p>(2) 建築物は、延べ床面積が原則200平方メートル以下の平家建であること（既存の建物を用途変更する場合は、農家レストランとして使用する部分の延べ床面積が原則200平方メートル以下とし、平屋建に限らない。）。</p> <p>(3) 周囲の景観と調和するように配慮されていること。</p> <p>(4) 給水の水源は、原則として水道水によるものとし、やむを得ず井戸水とする場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による基準を満たす水質であること。</p> <p>(5) 下水道供用開始区域外において排水を浄化槽で対応する場合は、適正に放流先が確保されていること。</p> <p>(6) 施設に見合った適正な台数の駐車場を確保すること。</p>

第1号様式（第3条関係）

土地所有者等使用同意書

年 月 日

（宛先）

秦野市長

土地所有者（権利者）（※）

住 所

氏 名

電話番号

（※）法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入し、押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が署名しないときは、記名押印してください。

農家レストラン設置認定申請者（ ）が実施（変更）する事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

また、同意の前提として、 年 月 日に事業計画の説明を受け、その内容を確認しました。

1 農家レストラン認定（変更）申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名

2 所在地

3 土地使用の承諾期間

年 月 日～ 年 月 日

4 土地の一覧

所在及び地番	地目	面積	摘要

※所有権以外の権利を有する者の土地がある場合は、摘要欄に権利の種類を明記してください。

第2号様式（第3条関係）

隣接土地所有者等使用同意書

年 月 日

（宛先）

秦野市長

隣接土地所有者・耕作者（※）

住 所

氏 名

電話番号

（※）法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入し、押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が署名しないときは、記名押印してください。

農家レストラン設置認定申請者（ ）が実施（変更）する事業について同意します。

また、同意の前提として、 年 月 日に事業計画の説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 農家レストラン認定（変更）申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名
- 2 所在地
- 3 隣接する土地の一覧

所在及び地番	地目	面積	摘要

第3号様式（第3条関係）

農家レストラン設置認定申請書

年 月 日

（宛先）

秦野市長

申請者（※）

住所

氏名

（※）法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入し、押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が署名しないときは、記名押印してください。

担当者名

連絡先電話番号

農家レストランの設置について認定を受けたいので、秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱第3条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

添付書類

- 1 土地所有者等使用同意書（第1号様式）
- 2 隣接土地所有者等同意書（第2号様式）
- 3 農家レストラン事業計画書（第4号様式）
- 4 秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱別表に規定する申請者の要件を満たしていることを証する書類の写し
- 5 運転免許証その他公的機関が発行した本人確認書類の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- 6 農家レストランの位置図並びに付近の見取図、平面図、立面図及び排水系統図
- 7 農家レストラン計画地の登記事項証明書及び公図の写し（建築物を新築する場合その他事業の実施により周辺の土地に影響がある場合）
- 8 水質検査結果書（水道水以外の水を使用する場合）
- 9 提供予定メニュー
- 10 その他（ ）

第4号様式（第3条関係）

農家レストラン事業計画書

1 施設の概要

レストラン名称 (仮称)				
所在地	秦野市			
申請地面積	m ²	レストラン敷地面積	m ²	
申請地地番	土地の表示 (字名及び地番)	地目	面積	所有者以外の 権利種類
			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
	合計	筆	m ²	—
工期	着工予定日	年	月	日
	完了予定日	年	月	日
	開設予定日	年	月	日
駐車場台数	大型	台分	乗用車	台分
営業時間	午前	時から	午後	時まで
			休日	

2 年間計画（使用する農産物）

(1) 自己生産物及び市内生産物

	使用品目	仕入先	仕入量	仕入額
主要農産物		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
その他		自己・市内		
合計			①	②

(2) (1)以外のもので（市外で生産されたもの）

仕入量	仕入額
③	④

(3) 材料使用割合

自己生産物及び市内生産物の使用割合(量) 【①/(①+③)】	⑤	%
自己生産物及び市内生産物の使用割合(金額) 【②/(②+④)】	⑥	%

※⑤又は⑥が50%以上となること

秦野市指令第 号
年 月 日

様

秦野市長

農家レストラン認定（不認定）通知書

年 月 日付けで認定の申請がありました農家レストランの設置については、次のとおり決定しましたので、秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱第3条第3項の規定により認定します。

次のとおり認定します。

レストラン名称			
所在地	秦野市		
事業区域面積	㎡	レストラン敷地面積	㎡
駐車場台数	大型	台分、乗用車	台分
営業時間	午前	時から午後	時まで
認定の条件			
・ 秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱別表に掲げる要件に適合した運営をすること。			
・ 必要な関係法令を遵守すること			

次の理由により認定しません。

（理由： ）

第6号様式（第4条関係）

農家レストラン事業計画変更申請書

年 月 日

（宛先）
秦野市長

申請者（※）
住 所
氏 名

（※）法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入し、押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が署名しないときは、記名押印してください。

担当者名
連絡先電話番号

農家レストランの事業計画を変更したいので、秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱第4条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

1 変更する内容

項目	変更前	変更後

2 添付書類（変更する項目に関する書類のみ提出）

- (1) 土地所有者等使用同意書（第1号様式）
- (2) 隣接土地所有者等同意書（第2号様式）
- (3) 農家レストラン事業計画書（第3号様式）
- (4) 秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱別表に規定する申請者の要件を満たしていることを証する書類の写し
- (5) 運転免許証その他公的機関が発行した本人確認書類の写し（法人の場合にあつては、登記事項証明書）
- (6) 農家レストランの位置図並びに付近の見取図、平面図、立面図及び排水系統図
- (7) 農家レストラン計画地の登記事項証明書及び公図の写し（建築物を新築する場合その他事業の実施により周辺の土地に影響がある場合）
- (8) 水質検査結果書（水道水以外の水を使用する場合のみ）
- (9) 提供予定メニュー
- (10) その他()

様

秦野市長

農家レストラン事業計画変更認定（不認定）通知書

年 月 日付けで変更の申請があった、農家レストランの事業計画について、次のとおり決定しましたので、秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱第4条第2項の規定により通知します。

次のとおり認定します。

レストラン名称			
所在地	秦野市		
事業区域面積	㎡	レストラン敷地面積	㎡
駐車場台数	大型	台分、乗用車	台分
営業時間	午前	時から午後	時まで
認定の条件	・必要な関係法令を遵守すること		

次の理由により認定しません。

（理由： _____ ）

第8号様式（第7条関係）

農家レストラン実績報告書

年 月 日

（宛先）
 秦野市長

申請者（※）
 住 所
 氏 名

（※）法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入し、押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が署名しないときは、記名押印してください。

担当者名
 連絡先電話番号

秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱第7条の規定により、事業の実績を報告します。

1 報告対象期間 年 月 日～ 年 月 日

2 年間実績(使用した農産物)

(1) 自己生産物及び市内生産物

	使用品目	仕入先	仕入量	仕入額
主要農産物		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
その他		自己・市内		
合計			①	②

(2) (1)以外のもの(市外で生産されたもの)

仕入量	仕入額
③	④

(3) 材料使用割合

自己生産物及び市内生産物の使用割合(量) 【①/(①+③)】	⑤	%
自己生産物及び市内生産物の使用割合(金額) 【②/(②+④)】	⑥	%

3 添付資料

提供している商品のメニュー

第9号様式（第9条関係）

農家レストラン廃業届

年 月 日

（宛先）

秦野市長

申 請 者（※）

住 所

氏 名

（※）法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入し、押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が署名しないときは、記名押印してください。

担当者名

連絡先電話番号

農家レストランを廃業しましたので、秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱第9条第2項の規定により届け出ます。

レストラン名称	
所在地	秦野市
廃業年月日	年 月 日
廃業の理由	

観光資源の有効な利用上必要な建築物等に係る「都市計画法第34条第2号」の運用基準（案）

〔 令和 年 月 日施行 〕

市街化調整区域内における観光資源の有効な利用上必要な建築物等に係る開発行為等に関する「都市計画法第34条第2号」の規定の運用基準は、申請の内容が次の各項に該当するものであることとする。

- 1 申請建築物等は、対象となる観光資源との相乗効果により利用者の増加が見込まれるものであること、又は、これと同等とみなされるものであること。
- 2 申請建築物等が当該観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用上必要な施設、観光価値を維持するため必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設で観光資源および周辺環境を著しく悪化させる恐れがないものであること。
- 3 申請建築物等が本市の観光振興に係る施策に適合するものであること。また、必要に応じて農業振興に係る施策に適合するものであること。
- 4 申請建築物等が本市の景観に係る施策に適合するものであること。
- 5 当該土地が農地で農地転用が必要な場合は、農地転用の許可を受けられるものであること。

審査上の留意点

- ・第1項から第3項に該当するものであることの判断は、観光振興主管課、また、必要に応じて農業振興主管課と協議・調整の上行うこと。
- ・第4項に該当するものであることの判断は、景観主管課と協議・調整の上行うこと。
- ・当運用基準により許可した施設の業務形態が変更する場合は、用途の変更がない場合においてもその都度協議すること。

観光資源の有効な利用上必要な建築物等に係る「都市計画法第34条第2号」の取扱基準（案）

令和3年 月 日

観光資源の有効な利用上必要な建築物等に係る「都市計画法第34条第2号」の運用基準について、次のとおり取扱いするもの。

1 運用基準1

- (1) 対象となる観光資源は、ヤビツ峠、表丹沢野外活動センター、弘法山公園、震生湖、秦野戸川公園、田原ふるさと公園をいう。
- (2) これと同等とみなされることとは、秦野市農家レストラン設置認定要綱により農家レストラン（以下、農家レストランという。）として市長の認定を受けること、及び、農家レストランが観光資源や観光農園などに近接するなど関係性を有していることをいう。

2 運用基準2

「申請建築物等が当該観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用上必要な施設、観光価値を維持・補完するため必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設」は次のとおりとする。

ただし、農家レストランについては、7号の規定のみ適用する。

- (1) 当該観光資源の鑑賞のための展望台
観光資源を鑑賞することを目的とした建築物
- (2) その他利用上必要な施設
観光資源の維持・補完を目的とした事務所、受付所、案内所、トイレ、東屋、地域観光・産業・物産を紹介し体験する施設及び観光資源鑑賞のための施設
- (3) 観光価値を維持するため必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設
 - ア 宿泊施設
旅館業法第3条による許可を要する旅館、ホテル、民宿、ペンション、キャンプ場、バンガロー及びコテージ
 - イ 休憩施設

食品衛生法施行令第35条第2号にいう喫茶店営業の店舗
ウ その他これらに類する施設

(ア) 食品衛生法施行令第35条第1号にいう飲食店営業の店舗

(イ) 秦野市内の特産品及び地場産品等の販売店

(ウ) その他観光振興主管課と協議のうえ必要と認めた施設

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の
営業を行う施設及び同第3条による許可を要する営業を除くも
のとする。

(4) 施設の敷地面積については、各計画の必要最小限とする。

(5) 施設の位置については、次の範囲内に施設の建築敷地がすべて
包含されていること。ただし、すべてが包含されない場合は、施設
をその場所に設置する必要性、観光資源と施設間の交通の利便性
及び動線等を勘案し、観光振興主管課と検討したうえで必要と判
断したものであること。

ア ヤビツ峠

ヤビツ峠ロータリーより半径100m以内

イ 表丹沢野外活動センター

管理棟より半径300m以内

ウ 弘法山公園及び秦野戸川公園

都市計画公園決定区域境より100m以内

オ 震生湖

福寿弁財天より半径200m以内

カ 田原ふるさと公園

ふるさと伝承館から半径300m以内

(6) その他

ア 建築基準法第42条第1項第1号による道路（以下「1項1
号道路」）に接道していること。ただし、それ以外の道路に接道
している場合は1項1号道路に至るまでが幅員4m以上の道路
として整備されている（事業者において整備するものも含む）
こと。

なお、接道する道路について、都市計画法第33条及び他の
法令等の基準により4mを超える場合はその幅員以上とする。

イ 給排水施設が整備されている（事業者により整備する場合も

含む) こと。

ウ 他の法令の規定に抵触しないこと。

(7) 農家レストランについての規定

ア 施設の敷地面積は、原則 1,000 平方メートル未満とする。

イ 施設の敷地は、建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号による道路（以下「1 項 1 号道路」）に接道していること。ただし、それ以外の道路に接道している場合は 1 項 1 号道路に至るまでが幅員 4 m 以上の道路として整備されている（事業者において整備するものも含む）こと。

なお、接道する道路について、都市計画法第 33 条及び他の法令等の基準により 4 m を超える場合はその幅員以上とする。

ウ 申請建築物の規模等は、次の要件に適合すること。

(ア) 建築物の延床面積は、原則 200 平方メートル以下とすること。

(イ) 建築物は、平屋建てとすること。

ただし、既存建築物を用途変更する場合には、農家レストランとして使用する部分の延床面積が原則 200 平方メートル以下とし、2 階建て以下かつ高さ 10 メートル以下とすること。

エ 食品衛生法施行令第 35 条第 1 号にいう飲食店営業の店舗、及び食品衛生法施行令第 35 条第 2 号にいう喫茶店営業の店舗とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条の営業を行う施設及び同第 3 条による許可を要する営業を除くものとする。

3 運用基準 3

観光振興に係る施策に適合するものとし、観光振興主管課と協議するものとする。

農家レストランについては、農業振興主管課とも協議するものとする。

4 運用基準 4

ふるさと秦野生活美観計画及び秦野市景観まちづくり条例に適合

し、周囲の景観と調和のとれたものであることとし、景観主管課と協議するものとする。

5 運用基準 5

農地転用が必要な場合は、都市計画法の事前相談前に農業委員会と連絡を密にし、農地転用が可能であることが見込まれる場合に限り事前相談を受け付けることとする。

6 審査上の留意点

(1) 第 1 項から第 3 項に該当するものであることの判断について、都市計画法開発許可主管課は観光振興主管課と連絡を密にし、支障がないと判断された場合に限り事前相談を受け付け、観光振興主管課の合議を得ることとする。

農家レストランについては、農業振興主管課の合議も得ることとする。

(2) 第 4 項に該当するものであることの判断は、開発許可主管課と景観主管課と連絡を密にし、協議については、まちづくり条例の手続きの中で協議する。

(3) 当運用基準により許可した施設の業務形態が変更する場合は、用途の変更がない場合においてもその都度協議し、当運用基準に適合しているか判断するものとする。

(4) 農家レストランについて、認定要綱の規定により認定取消となる場合、農業振興主管課と協議し、事業者に対して是正指導を行うものとする。